

# 第3章 第3次計画の評価

## 第1節 減量化目標の達成状況

第3次計画では、平成27年度を目標年度として、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量に係る減量化目標を定めており、平成25年度の実績を基に達成状況の評価を行いました。

### 1 一般廃棄物（ごみ）

#### (1) 排出量

平成25年度における排出量は92.2万トンで、計画目標の85.8万トン以下の達成は困難な状況にあります。

生活系ごみでは、指定袋制度<sup>1</sup>導入や有料化、事業系ごみでは、ごみ処理手数料の値上げなどの排出量削減に向けた取組が行われていますが、目標の達成が困難な主な要因として、高齢・個人世帯の増加に伴う生活スタイルの変化やコンビニ・大規模商業施設の立地、景気回復による増加のほか、郊外地域の自家処理量が減少し市町処理施設への搬入増加などが考えられます。

#### (2) 再生利用量

平成25年度の排出量に占める再生利用量の割合は20.1%で、計画目標の24.4%以上の達成は困難な状況にあります。

容器包装リサイクル法による容器包装のリサイクル、焼却灰のセメント原料化、福山リサイクル発電で処理される固形燃料（RDF）の製造などの取組が行われていますが、目標の達成が困難な主な要因として、焼却施設の灰溶融設備停止に伴う資源化量の減少、スーパー等の拠点における資源回収量の増加により、市町が関与する集団回収量が減少していることなどが考えられます。

#### (3) 最終処分量

平成25年度の排出量に占める最終処分量の割合は12.9%で、計画目標の11.1%以下の達成は困難な状況にあります。

各市町において、中間処理施設における資源化物の回収等により、最終処分量削減への取組が行われていますが、目標の達成が困難な主な要因としては、平成23年度に灰溶融炉を停止した焼却施設の焼却灰が、再生利用されずに埋立処分に回ったことなどが考えられます。

表7 第3次計画の減量化目標（一般廃棄物（ごみ））

単位：万t

区 分	平成20年度 実 績		平成25年度 実 績			平成27年度 計画目標	
	排 出 量	排 出 量 に 占める割合	排 出 量	排 出 量 に 占める割合	計画目標の 達成状況	排 出 量	排 出 量 に 占める割合
排 出 量	95.3	—	92.2	—	未達成	85.8以下	—
再生利用量	20.4	21.4%	18.5	20.1%	未達成	20.9以上	24.4%以上
最終処分量	11.0	11.5%	11.9	12.9%	未達成	9.5以下	11.1%以下

1 指定袋制度：市町が、ごみの排出抑制、分別徹底などを目的として、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼するごみ収集手法の一つ。

## 2 産業廃棄物

### (1) 排出量

平成25年度の排出量は1,465万トンで、計画目標の1,502万トン以下を達成しています。

しかしながら、県内への産業の集積及び今後の経済活動の動向を踏まえた場合、更なる排出量の増加が見込まれるため、引き続き、排出削減に取り組む必要があります。

### (2) 再生利用量

平成25年度の排出量に占める再生利用量の割合は72.6%で、計画目標の72.0%以上を達成しています。

目標値を達成した要因として、ばいじん、汚泥のセメント原料化や鉱さいの土木・建設資材への再生利用が進んできたことによるものと考えられます。

### (3) 最終処分量

平成25年度の排出量に占める最終処分量の割合は2.5%で、計画目標の3.3%以下を達成しています。

これは、これまで埋立処分されていた廃棄物の再生利用が進み、最終処分量が減少したことによるものと考えられます。

表8 第3次計画の減量化目標（産業廃棄物）

単位：万t

区 分	平成20年度 実 績		平成25年度 実 績			平成27年度 計画目標	
	排出量	排出量に 占める割合	排出量	排出量に 占める割合	計画目標の 達成状況	排出量	排出量に 占める割合
排 出 量	1,396	—	1,465	—	達成	1,502以下	—
再生利用量	1,001	71.7%	1,064	72.6%	達成	1,081以上	72.0%以上
最終処分量	53	3.8%	37	2.5%	達成	50以下	3.3%以下

## 第2節 施策の実績・効果

### 1 循環型社会の実現に関する施策

#### (1) リサイクルの推進

- 産業廃棄物埋立税の税収を活用して、事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備を支援する廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業を実施し、年間19万4千トン（平成15年度からの累計）の廃棄物リサイクルが可能となる施設整備が行われました。これは、平成25年度産業廃棄物排出量の1.3%に相当します。

また、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業及び循環型社会形成推進機能強化事業により、事業者が行うリサイクル技術の研究開発への支援や、外部団体が行うリサイクル技術に係る人材育成事業への助成を行い、新たなリサイクル技術14件（平成15年度からの累計）について、事業化の成果が得られました。

- 県内で排出した廃棄物などが使用されたリサイクル製品について、品質や販売実績等について審査を行い、所定の要件・基準に適合した製品を登録しました。（平成26年度末時点495製品）
- 使用済小型家電からのレアメタル回収システムの構築を目的として、平成23年度に、使用済小型家電に含まれるレアメタル等の資源の有効利用、安定供給の観点から、市町における回収実態やリサイクル技術に関して「レアメタルリサイクルシステム構築調査」を実施しました。

また、平成24年度は、平成23年度の調査を基に、使用済小型家電の回収・破碎等の処理、レアメタルの回収までの一連のリサイクルモデル事業を行い、各作業における課題や事業推進のために「小型家電リサイクル推進事業」を実施しました。

平成28年2月末現在、小型家電リサイクル法に基づき、10事業者（うち2社が広島県県内に本社を置く事業者）が広島県が収集区域に含まれた再資源化事業計画の認定を受けているほか、8市町において小型家電の分別収集が行われています。

- 各種リサイクル法が円滑に施行されるよう、県民に対し、関係機関と連携して普及啓発を行うとともに、現場の状況を踏まえ、制度の見直しに係る国への働き掛けを行いました。
- 「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」などに基づき、たい肥調整・貯蔵施設整備などを行いました。
- 下水汚泥のリサイクルを推進するため、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを利用した「ロータリーエンジン消化ガス発電事業」や、「下水汚泥から固形燃料化物を製造する下水汚泥固形燃料化事業」等が行われています。

## (2)リサイクル産業の集積・育成

びんごエコタウン構想<sup>2</sup>に基づいて、福山市箕沖地区に整備したリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲（2区画）を行いました。

また、引き続き、福山リサイクル発電事業を実施し、可燃ごみからの熱回収などを広域的・効率的に行うことで、ダイオキシン類・二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を推進しました。

## (3)環境意識の向上及び自主的行動の推進

広島県環境学習推進実施計画に基づいて、環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー<sup>3</sup>等の人材養成（平成26年度末現在：環境保全アドバイザー328名）を行うとともに、環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の普及啓発を図りました（環境学習講師派遣実績：平成26年度 10人を派遣）。

ひろしま地球環境フォーラム<sup>4</sup>等の環境保全団体と連携し、事業者・地域・家庭における3R推進運動等の自主的な取組や、企業等を対象とした環境マネジメントシステム<sup>5</sup>導入促進事業（平成26年度末現在：エコアクション21<sup>6</sup>認証取得事業所161事業所）を実施しました。

## (4)県の率先した取組

県自ら「事業者」として、率先的な取組を推進するため、「広島県環境配慮推進要綱」や「広島県グリーン購入方針」に基づき、公共工事や物品等の購入においてリサイクル製品を優先する環境配慮の取組を推進しました。

- 
- 2 びんごエコタウン構想：平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。
  - 3 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う人材。県が実施又は認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、登録を希望する者をアドバイザーとして登録し、地域での活用を促している。（※県の独自制度で平成6年度から実施）
  - 4 ひろしま地球環境フォーラム：地球環境保全型社会を目指し、県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。
  - 5 環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続等を「環境マネジメントシステム」という。
  - 6 エコアクション21：中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

## 2 一般廃棄物に関する施策

### (1) 排出抑制及び減量化

#### ア 生活系ごみの減量化等の推進

市町と連携して、ごみ分別排出の徹底や3R等の推進の啓発を実施するとともに、県内市町のごみ排出量やごみ分別の状況、ごみ収集有料化の状況等を取りまとめ、市町に情報提供し、ごみの減量化に向けた市町の取組を支援しました。

表9 生活系ごみの排出状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
計画収集人口(千人)	2,864	2,860	2,857	2,853	2,885	2,877
生活系ごみ(万t)	60.8	60.3	58.2	58.8	58.4	58.5
1人1日当たり(g)	582	578	558	565	555	557

また、平成21年8月に、消費者団体、事業者、行政で締結した「マイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定」により、県内でレジ袋の無料配布の中止を進めてきました。(平成26年度末現在：協定締結事業者数24事業者、約350店舗)

#### イ 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみについて、県内市町のごみの分別の状況及びごみ収集有料化の状況等を取りまとめ、市町に情報提供し、ごみの減量化に向けた市町の取組を支援しました。

表10 事業系ごみの排出状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
計画収集人口(千人)	2,864	2,860	2,857	2,853	2,885	2,877
事業系ごみ(万t)	34.5	33.3	33.2	33.2	33.2	33.8
1人1日当たり(g)	330	319	318	319	315	322

#### ウ 分別排出の徹底

ごみの減量化及びその適正処理の取組が円滑に実施できるよう、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針<sup>7</sup>(平成25年6月環境省)」を市町に情報提供・周知し、市町の取組を支援しました。

#### エ ごみ処理の有料化の導入

ごみ排出量を減量化させる有効な方法であるごみ処理の有料化について、市町に対し「一般廃棄物処理有料化の手引き<sup>8</sup>(平成25年4月環境省)」を情報提供・周知し、ごみ処理の有料化に向けた市町の取組を支援しました。

表11 ごみの収集処理の有料状況

単位：市町

区分	可燃ゴミ	不燃ゴミ	資源ゴミ	粗大ゴミ	その他
生活系ごみ	12	9	3	11	4
事業系ごみ	21	16	11	14	10

7 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針：市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示したもの。

8 一般廃棄物処理有料化の手引き：市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの

### オ 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町が一般廃棄物の処理に係る事業コストの分析及び評価を行い、その効率的な運営を推進するため、市町に対し「一般廃棄物会計基準<sup>9</sup>（平成19年6月環境省）」を情報提供・周知し、ごみ処理経費の抑制に向けた市町の取組を支援しました。

### カ 容器包装リサイクル法の適正な運用

容器包装リサイクル法に基づき、平成26年4月を始期とする広島県分別収集促進計画（第7期）を策定し、計画に基づく市町の取組を支援するとともに、法の概要及び趣旨等を県ホームページに掲載し、分別排出の必要性を県民へ周知しました。

## (2) 適正処理対策の推進

国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会）」を市町に周知し、在宅医療廃棄物の適正処理を推進する市町の取組を推進しました。

また、海岸漂着物対策については、平成25、26年度に「せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業」として、海岸漂着物の清掃活動の実態を調査し、県・沿岸市町や清掃活動団体等と意見交換を行い、回収・処理等の推進方策を検討しました。

さらに、平成26年度、県内の市町において、処理が困難等の理由により、収集等が行われていない廃タイヤ、スプリングマットレス及び金庫などについて、その実態を調査し、適正な処理ルートを取りまとめ、市町の適正処理の取組を支援しました。

## (3) 処理施設の確保

既存施設の市町のごみ処理施設等について、耐用年数・老朽化の状況などを勘案しながら、市町の計画的な施設の整備を支援しました。

また、施設整備の検討に当たっては、県及び関係市町で、廃棄物発電やエネルギー利用技術の導入を通じた未利用エネルギーの利用促進や、施設の集約化及び効率化について検討しました。

9 一般廃棄物会計基準：一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

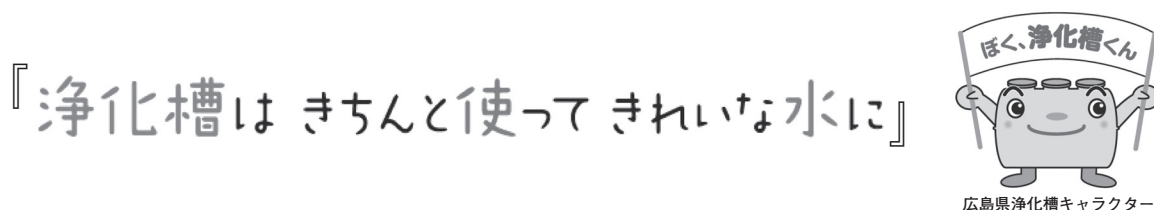
#### (4) 生活排水対策(し尿等)の推進

広島県污水適正処理構想<sup>10</sup>(平成26年4月改定)に基づいて、公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を推進することにより、污水処理人口普及率は年々上昇しています(平成25年度末:85.0%)。

法定検査(浄化槽法第11条に基づく定期検査)の受検率については、平成22年度末の49.9%から、平成25年度末に58.7%と上昇しましたが、平成27年度の目標であるおおむね70%の達成は困難な状況にあります。

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、平成25年度に検討会を開催し、今後の対応策の取りまとめを行うとともに、平成26年度に県・市町や関係事業者で構成する適正維持管理促進協議会を設置し、引き続き、浄化槽の適正な維持管理の意見交換や協議を行いました。また、新たな取組として、キャッチフレーズやキャラクターを作成し、リーフレット、ステッカー等共通の啓発ツールを用いて関係者で連携した啓発を行い、法定検査の精度管理など関係者の信頼向上に向けた取組の支援等を実施しました。

図29 浄化槽適正維持管理に係るキャッチフレーズ及びキャラクター



#### (5) 災害廃棄物対策の推進

災害時に多量発生する災害廃棄物処理対策として、国の旧指針に基づく市町における水害及び震災廃棄物処理計画の策定を支援してきましたが、平成25年度末に国の新指針である「災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省)」が策定され、市町災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向け、市町との情報共有を図りました。

平成26年度からは、国が地域ごとに設置した災害時廃棄物対策ブロック協議会に参加し、災害廃棄物対策についての情報共有を行い、また、適時、近隣府県の策定計画等の情報を収集し、市町に提供しました。

10 広島県污水適正処理構想:し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、平成8年3月に策定した下水道、浄化槽等の処理手法の県の最適化計画のこと。

### 3 産業廃棄物に関する施策

#### (1) 排出抑制及び減量化

産業廃棄物の埋立抑制や3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進を図るため、平成15年4月から経済的手法として産業廃棄物埋立税を導入しており、その税収を活用するなどして産業廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の排出抑制、減量化等の啓発を推進しました。

#### (2) 適正処理対策の推進

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、廃棄物の「排出事業者責任」及び産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を周知・徹底するため、産業廃棄物適正処理講習会を開催しました。

また、排出事業者や処理業者の立入検査を実施して、法の遵守状況の確認指導を行い、電子マニフェスト<sup>11</sup>の普及促進を図るための研修会を開催しました。

平成22年法改正で創設された優良産廃処理業者の育成を図るため、この制度を講習会等で周知しました。

ダイオキシン類<sup>12</sup>の削減対策として、産業廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の遵守を徹底するとともに、恒久基準に適合していない施設については、施設の改善又は廃止などについて指導しました。

有害なアスベスト<sup>13</sup>廃棄物、PCB<sup>14</sup>廃棄物、感染性廃棄物<sup>15</sup>については、立入検査等により適正な保管及び処理を指導しました。アスベスト廃棄物対策については、環境モニタリングを実施し、適正な処理の指導を実施しました。

また、PCB廃棄物対策については、事業者に適正な保管及び処理を指導するとともに、保管されているPCB廃棄物の適正処理を促進するため、平成13年度から独立行政法人環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金<sup>16</sup>に毎年度拠出しています。

#### (3) 処理施設の確保・維持管理等

産業廃棄物最終処分場を確保するため、広島地域（出島地区）において、公共関与による新たな最終処分場を整備し、平成26年6月から廃棄物の受入れを開始しました。

11 マニフェスト、電子マニフェスト：マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい、廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

12 ダイオキシン類：一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが、概ね800℃以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制することができる。とされている。

13 アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」又は「いしわた」）と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく、人が吸い込むことにより肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起す可能性がある。建築物に吹き付けられたもの及びアスベストを含む保温材の除去作業によって発生した飛散するおそれのある飛散性アスベスト（塵石綿）とアスベストがセメント、けい酸カルシウムと一体的に成形され建築資材として含有されている非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）がある。

14 PCB（Polychlorinated Biphenyl）：環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

15 感染性廃棄物：感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。

16 PCB廃棄物処理基金：国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出せん金で造成される基金で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。



## 4 不法投棄防止対策

### (1) 不法投棄監視体制の強化

平成15年度に、県環境部に警察官等（2名）で組織する不法投棄対策班を設置（平成17年度から2班体制）し、不法投棄監視体制の構築・強化を図っています。

また、警察本部・海上保安本部等と連携し、陸域・海上・上空からの定期的なパトロールを実施し、不法投棄の早期発見や重大事案の解決に向けた取組を実施しました。

### (2) 不法投棄情報の収集

不法投棄の早期発見・早期解決を図る観点から、「不法投棄110番ファックス」を設置し、県民から不法投棄に関する情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、連携を図ってきました。

### (3) 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置されている地区不法投棄等防止連絡協議会において、毎年度、関係機関、団体との情報交換、合同監視パトロール等を実施することにより、不法投棄監視体制の強化を図りました。

### (4) 市町と県の連携

産業廃棄物の不法投棄、不適正処理事案に対して迅速に早期解決するため、市町職員の県職員への併任制度等により、市町が産業廃棄物の立入検査を行うことを可能にし、県と市町の連携を図りました。

### (5) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

市町の不法投棄防止ネットや不法投棄監視カメラの設置に対して、県は補助金等の財政支援を行っています。

## 第3節 産業廃棄物埋立税の導入効果

### 1 産業廃棄物埋立税の概要

県内での産業廃棄物の埋立てを抑制するため、平成15年4月から導入している産業廃棄物埋立税制度について、課税期間を平成25年度から5年間延長するとともに、税の用途を拡大しました。

表12 産業廃棄物埋立税制度の概要

区分	内容
目的	経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的とする。
納税義務者	県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者（中間処理業者を含む）
課税対象	県内の最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
税率	1,000円/トン
徴収方法	県内最終処分業者による特別徴収方式
税収用途	産業廃棄物の3Rの推進、適正処理、啓発活動の支援を基本とし、その他の循環型社会形成のための施策に活用する。
課税期間	第Ⅰ期：平成15年4月1日～平成20年3月31日 第Ⅱ期：平成20年4月1日～平成25年3月31日 第Ⅲ期：平成25年4月1日～平成30年3月31日
課税免除	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場へ搬入するもの）
概要図	

(注) 1 経済的インセンティブ:税負担の経済的手法により、廃棄物の排出抑制を図ること。

2 特別徴収方式:最終処分業者を特別徴収義務者と定め、その特別徴収義務者が排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、県に申告納入する方式。

### 2 税収を活用した積極的な事業展開（平成25年度～平成27年度）

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理」及び「啓発活動」を進めるための施策を行いました。

#### (1) リサイクルの推進

廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業、循環型社会形成推進機能強化事業による研究開発や廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業による施設整備を実施し、事業化14件（平成15年度からの累計）の研究開発実績や、年間19万4千トン（これまでに整備された施設の処理能力の合計）の廃棄物リサイクルが可能となる施設整備が行われています。

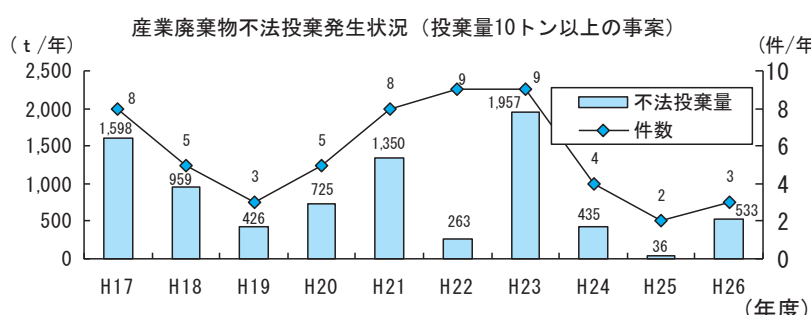
#### (2) 廃棄物対策の推進

不法投棄監視体制強化事業、地域廃棄物対策支援事業、廃棄物排出事業者責任強化対策事業などを実施し、不法投棄対策、廃棄物の適正処理を推進しています。

### (3) 啓発活動

事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業や各種環境学習事業を実施するなど、事業者や県民の自主的取組を促すための廃棄物に関する意識啓発や実践活動を行っています。

表13 産業廃棄物埋立税活用事業一覧

区分	主な事業	効果・実績（平成26年度までの実績）																																	
3Rの推進	廃棄物排出抑制リサイクル関連研究開発費助成事業（平成15年度から実施） 循環型社会形成推進機能強化事業（平成17年度から実施）	事業化件数17件 【事業化例】 ・粒形改善砕砂生産時に副産される微石粉のコンクリートへの有効利用の研究開発及び実用化 ・抗肥満カンキツ成分を利用したヘルスケア食品による地域ブランドの創出																																	
	廃棄物排出抑制リサイクル施設整備費助成事業（平成15年度から実施）	リサイクル施設整備助成件数26件 処理能力19.4万t/年 （県全体の再生利用量の約1%） 【事業例】 ・高濃度廃液からの金属回収による汚泥の排出抑制及び有害廃液の処理に係る施設整備事業 高濃度廃液の汚泥の減量化を図り、有用金属を再資源化 ・廃タイヤ等からのマテリアルリサイクル用ラバーチップ製造施設整備事業 廃タイヤの破碎による各種弾性舗装材や人工芝チップ等の製造																																	
廃棄物の適正処理	地域廃棄物対策支援事業 不法投棄監視体制強化事業（いずれも平成15年度から実施）	産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）  <table border="1"> <caption>産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>不法投棄量 (t/年)</th> <th>件数 (件/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>1,598</td><td>8</td></tr> <tr><td>H18</td><td>959</td><td>5</td></tr> <tr><td>H19</td><td>426</td><td>3</td></tr> <tr><td>H20</td><td>725</td><td>5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,350</td><td>8</td></tr> <tr><td>H22</td><td>263</td><td>9</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,957</td><td>9</td></tr> <tr><td>H24</td><td>435</td><td>4</td></tr> <tr><td>H25</td><td>36</td><td>2</td></tr> <tr><td>H26</td><td>533</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	年度	不法投棄量 (t/年)	件数 (件/年)	H17	1,598	8	H18	959	5	H19	426	3	H20	725	5	H21	1,350	8	H22	263	9	H23	1,957	9	H24	435	4	H25	36	2	H26	533	3
年度	不法投棄量 (t/年)	件数 (件/年)																																	
H17	1,598	8																																	
H18	959	5																																	
H19	426	3																																	
H20	725	5																																	
H21	1,350	8																																	
H22	263	9																																	
H23	1,957	9																																	
H24	435	4																																	
H25	36	2																																	
H26	533	3																																	
活動啓発	エコ事業所支援事業（平成20年度から実施）	県内エコアクション21認証取得導入に向けた支援事業の実施 160件（県内エコアクション21認証取得事業所数）																																	

### 3 産業廃棄物埋立税の導入効果

全般的に見ると、平成25年度の産業廃棄物の排出量、最終処分量は、ともに第3次計画の計画目標を達成しています。

表14 計画目標の達成状況（産業廃棄物）

単位：万トン

区分	平成20年度実績		平成27年度計画目標		平成25年度実績		備考
	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	
排出量	1,396	—	1,502以下	—	1,465	—	達成の見込み
最終処分量	53	3.8%	50以下	2.5%	37	2.5%	達成の見込み

詳細に解析した結果は、次の（1）から（4）までのとおりです。

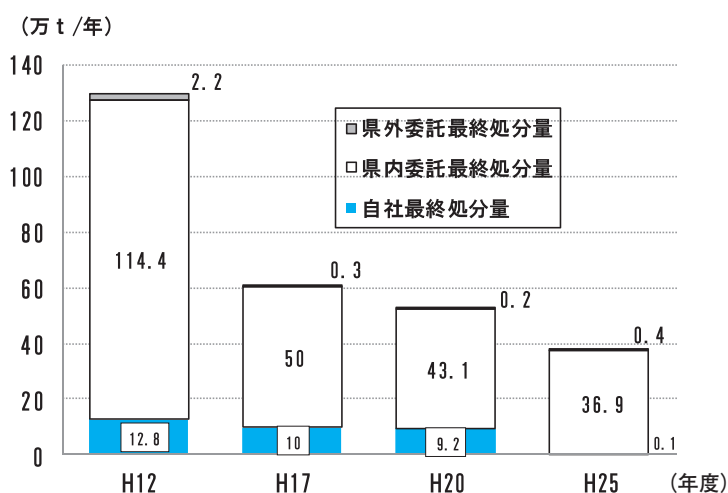
### (1) 県内処分場における最終処分量の推移

県内の最終処分場で処分された最終処分量の推移を見ると、税導入により県内処分場への搬入抑制が図られ、最終処分量は税導入前のおおむね半分となったことがわかります。

内訳を見ると、税徴収対象外（自社処分場での処分）のものは、税導入前後ともにほぼ横ばいで推移しているのに対し、税徴収対象のものは税導入後大幅に減少し、税導入前のおおむね半分となっています。

なお、導入後は、ほぼ同じ傾向で減少しています。

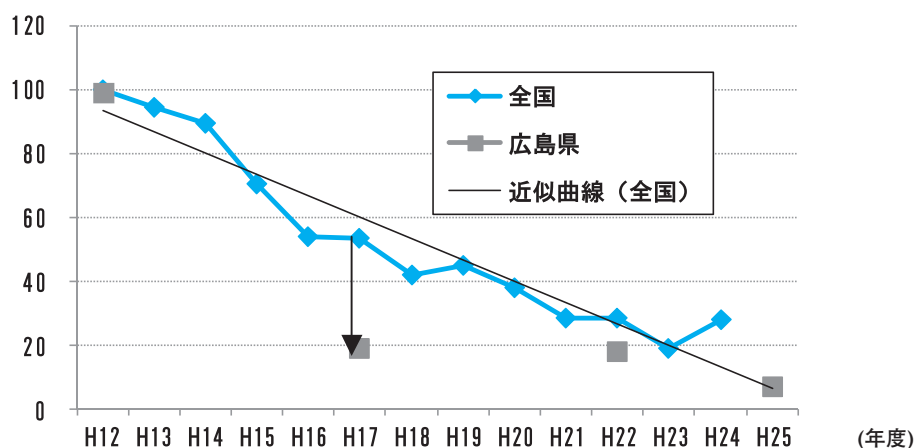
図30 産業廃棄物最終処分量の推移



### (2) 全国との比較

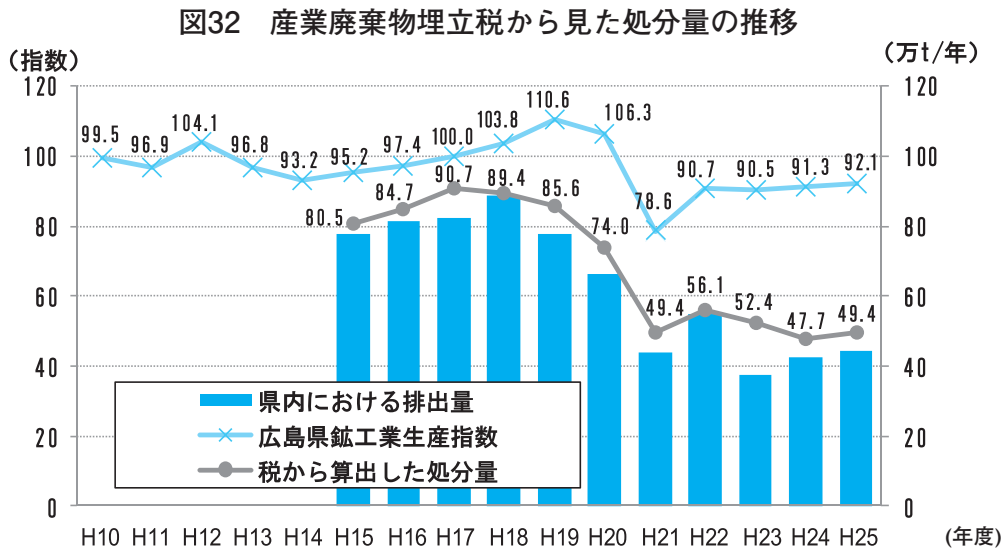
全国的に一番排出量が多い汚泥の最終処分量については、全国的に着実に減少していますが、広島県では全国に先駆けて減少していることから、税導入の影響を受けていると考えられます。（汚泥は、全業種から排出されるため、各種リサイクル法施行などの影響を排除しやすい種類）

図31 汚泥の最終処分量の推移（H12年度最終処分量を100とした比較）



### (3) 産業廃棄物埋立税から見た最終処分量と生産活動との比較

県内の処分場に最終処分された量は、平成17年をピークに緩やかに減少していましたが、平成20年9月のリーマンショック以降における世界的な景気悪化の影響により平成21年は大きく減少しました。



### (4) まとめ

総合的に判断して、平成17年以降、最終処分量が減少しているのは、税導入による効果が高いためと判断されます。

また、産業廃棄物の最終処分量抑制効果も継続していると考えられることから、今後も税制の継続など、排出抑制につながる何らかの経済的インセンティブが必要と考えられます。

今後、現行の課税期間が終了するまでに、外部有識者等により税充当事業の効果について検証するとともに、税制度の在り方について検討する必要があります。